

令和8年5月1日

世界平和統一家庭連合
清算人 弁護士 伊藤 尚

債権申出を検討されている皆さまへ（2）

世界平和統一家庭連合（以下「本法人」といいます。）について、令和8年3月4日、清算手続が開始しました（東京地方裁判所令和5年（チ）第43号）。

当職は、同日付「債権申出を検討されている皆さまへ」をもって、宗教法人法第49条の3第1項に基づく催告と債権申出をお受けする準備をしている旨をお伝えしましたが、本年4月22日から同月24日までの間、官報（号外）に掲載する方法により、宗教法人法第49条の3第1項に基づく催告をいたしましたので、官報をご確認ください。

なお、官報は、以下の内閣府のサイトからご確認ください。

<https://www.kanpo.go.jp>

また、債権申出期間は、本年5月20日から令和9年5月20日までの1年間です。

債権申出の方法として、①オンライン債権申出フォームによる債権申出と、②所定の書面の郵送による債権申出の2つを用意していますが、詳細は、本年5月20日頃にご案内いたします。

なお、本年5月20日より前に、任意の書面を郵送して債権申出をすることは、お控えいただきますようお願いいたします。

以上